

未就学児に係る被保険者均等割額の減額対象年齢を拡充する 条例改正について

1 概要

令和4年度から国の制度として実施されている未就学児に係る均等割額5割の減額制度について、子育て世帯の負担軽減を図るため、国の制度に加え、本市独自に減額制度の対象年齢を小学生以下までに拡充するもの。

2 未就学児に係る被保険者均等割額の減額対象年齢の拡充

現 行 : 未就学児の均等割額を5割軽減 (国の制度)

改正後 : 小学生以下の均等割額を5割軽減 (本市独自)

(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

(参考①)

均等割額

区分	6年度	7年度	増減
基礎課税額	21,000円	30,700円	9,700円
後期高齢者支援金等課税額	6,200円	10,700円	4,500円
合計	27,200円	41,400円	14,200円

※介護納付金課税額は、40歳～64歳が対象のため除いている。

(参考②)

給与所得200万円、40代夫婦、小学生1人、未就学児1人の場合の国保税の試算

6年度①	7年度		増減(拡充前) ④=②-①	増減(拡充後) ⑤=③-①	負担軽減額 ⑤-④
	拡充前②	拡充後③			
321,400円	374,900円	358,300円	53,500円	36,900円	▲16,600円

3 国保税への影響額等 (令和7年1月15日時点での算出、加入世帯75,559世帯)

	対象世帯	世帯数(割合)	負担軽減額
拡充前	未就学児がいる世帯	1,772世帯(2.35%)	▲46,043千円
拡充後	小学生以下がいる世帯	3,560世帯(4.71%)	▲110,652千円
	増減	1,788世帯(2.37%)	▲64,609千円

(参考) 国民健康保険税の減免及び軽減・減額一覧 ※令和6年度

・ 条例による減免

種 類	減 免 事 由
1. 災 害	<p>①災害により納税義務者が障害者となった場合</p> <p>②災害により直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財が10分の3以上の損害を受けた場合（前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下、損害額は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）</p> <p>③災害により納税義務者が収穫すべき農作物及び所有する家畜に被害を受け、減収による損失額が平年の10分の3以上の場合（前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下、損失額は共済金及び補償金等により補てんされるべき金額を除く）</p>
2. 所得激減	自己都合を除く失業（定年退職を除く）、事業の休業、廃業、疾病、負傷等により所得が激減し、世帯における当該年の合計所得金額の合算額の見積額が前年の合計所得金額の合算額の10分の7以下に減少すると認められ、かつ前年の合計所得金額の合算額が600万円以下（擬制世帯主の所得は除く）である場合
3. 生活保護	納税義務者が生活保護の適用を受けることとなった場合
4. 債務弁済 （自己・連帯）	債務弁済のために土地または家屋を売却し、売却額全額を債務弁済に充ててなお、債務残高が残る場合
5. 給付制限	刑事施設に収監され給付制限を受けている場合
6. 旧被扶養者	被用者保険（職場の健康保険等）の本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったことに伴い、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合 ※『国保組合』の被扶養者は該当しません。
7. 東日本大震災に伴う 原発避難者	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、避難指示区域等から避難してきて納税義務者となった場合

・ 地方税法に基づく軽減・減額 ※低所得者世帯に係る保険税の法定軽減措置は除く。

種 類	概 要
1. 非自発的失業者 に対する課税の特例	雇用保険で非自発的失業者と判断された特定受給資格者または特定理由離職者（離職時点で65歳未満の者）について、申告により対象者の総所得金額のうち給与所得を100分の30にして課税するもの
2. 未就学児に係る 保険税の減額	未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である子ども）に係る被保険者均等割額を減額するもの（申請不要）
3. 出産被保険者に 係る保険税の減額	届出により、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額を減額するもの